知的財産権強国建設に向けた 2025 年の推進計画を公表

2025 年 5 月 13 日
JETRO 香港事務所

2024 年 4 月 29 日、国家知的財産権強国建設に関する省庁間合同会議[1]弁公室（国家知识产权强国建设工作部际联席会议办公室）が「**2025 年知的財産権強国建設推進計画**」（2025 年知识产权强国建设推进计划[2]）を公表した。

本推進計画は「**知的財産権強国建設綱要**」[3]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）及び「**“十四五”知財保護運用計画**」[4]（2021 年 10 月 国務院）の実施に向けて、2025 年の重点任務を明確にすることを目的として策定されたものである。

7 つのカテゴリー、118 項目で構成されているところ、以下で一部を紹介する（詳細については別紙の仮訳を参照されたい）。

一．知財権制度の改善

商標法の改正推進（項目 1）、著作権法実施条例の改正推進（項目 2）、知財権税関保護規則の改正推進（項目 5）、国防専利条例の改正推進（項目 7）、営業秘密保護規定の改正導入（項目 8）、商標法・著作権法に関する司法解釈の改正推進（項目 9）、“十五五”知財計画の作成（項目 11）、「標準に関する専利政策ガイドライン」の制定公布、データ知的財産権保護規則の検討・建設（項目 15）、ビッグデータや人工知能等の新分野・新業態の専利審査基準や知財権保護規則の改善（項目 22、23）等々。

二．知財権保護の強化

国家レベル知的財産権案件の上訴審理メカニズムの改善（項目 31）、知的財産権悪意訴訟の定期的な監督（項目 36）、情報通信等の重点分野における SEP やパテント

---

1 中央宣伝部や最高人民法院、国務院傘下の省や委員会を含む 29 単位から構成される合同会議。国家知的財産戦略を深く実施し、知的財産強国の建設を加速することを目的として、国務院の指導の下、国家知識産権局（CNIPA）がリード単位となり開催されている。
https://www.cnipa.gov.cn/col/col1408/index.html
2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/8/art_75_199533.html
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm

プールに対する独占禁止監督の強化（項目 40）、技術輸出による専利権対外移転の審査指南の研究策定（項目 54）、知財権分野の信用監督制度の改善（項目 55）、等々。

三．知財市場運営メカニズムの改善

産業化見通し分析を中核とした専利出願前評価システムの構築（項目 57）、新世代の商標審査システムの稼働（項目 58）、専利転化運用特別計画の実施深化（項目 63）、知的財産権の権益分配の改革深化（項目 66）、専利開放許諾制度の実施深化（項目 69）、知的財産権金融の積極的かつ着実な発展（項目 77）、等々

四．知財権公共サービスの向上

知財公共サービス普遍化プロジェクトの深い実施（項目 82）、国家知財保護情報プラットフォームの運用開始（項目 85）、知的財産権代理業に対する監督の全面的強化（項目 88）、等々

五．知財権に関する人的・社会的環境の整備

世界知的所有権の日等を通じた知財宣伝強化（項目 92）、専利法実施 40 周年の活動開催（項目 93）、大学での知財専門学位の創設推進（項目 100）、等々

六．グローバルな知財ガバナンスへの参加深化

WIPO 枠組下での協議展開（項目 103）、中米欧日韓の五庁長官会合の開催（項目 104）、WTO 等の多国間プラットフォームにおける関連問題の議論に積極参加（項目 105）、「一帯一路」の知財権に関する国際協力の深化（項目 106）、等々

七．組織保障の強化

「綱要」「計画」の 5 年間の総括（項目 114）、知財強国建設の第四陣の典型事例の収集・推進（項目 115）、知財強国建設発展の年次報告書の作成（項目 118）、等々

（以上）

（別紙）

（仮訳）2025 年知的財産権強国建設推進計画

中国共産党中央委員会及び国務院が発布した「知的財産権強国建設綱要（2021-2035 年）」（以下、綱要という）及び国務院が発布した「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画」（以下、計画という）を実施するため、知的財産権強国戦略をより深く実施し、知的財産権強国建設を加速し、2025 年の重点任務を明確にするため、本計画を策定する。

一、 知的財産権制度の改善

（一）知的財産関連法規の改善

1. 「中華人民共和国商標法」及び「集積回路レイアウト設計保護条例」の改正推進を加速する。 (担当：国家知識産権局、司法部)

2. 「中華人民共和国著作権法実施条例」及び「著作権集団管理条例」の改正推進を加速し、「作品自主登録試行弁法」の改正を加速し、「民間文学・芸術作品著作権保護条例」の制定を推進する。 (担当：中央宣伝部、司法部)

3. 「中華人民共和国植物新品種保護条例」の改正を推進する。 (担当：農業農村開発部、国家林業草地局、司法部)

4. 「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分の管理に関する条例」を研究・実証する。 (担当：生態環境部)

5. 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の改正を推進する。 (担当：税関総署)

6. 「中医薬伝統知識保護条例」の立法化を推進する。(担当：国家中医薬管理局、国家衛生委員会、国家知識産権局)

7. 「国防専利条例」の改正を推進する。(担当：中央軍事委員会装備開発部、国家国防科学工業局)

8. 「営業秘密保護規定」を改正・導入する。(担当：国家市場監督管理総局)

９．商標法、著作権法に関する司法解釈の改正を推進する。(担当：最高人民法院)

(二) 知的財産権に関する主要政策の改革と改善

10. 知的財産権の創造、応用、保護、管理、サービスの全チェーンを開放し、効率的な知的財産権総合管理システムの構築を推進する。(担当 :国家知識産権局、合同会議関連成員単位)

11. “十五五”知財計画の作成に尽力する。(担当：国家知識産権局、合同会議関連成員単位)

12.「知的財産権分野における中央政府と地方自治体の財政権限と支出責任の分担に関する改革方案」の実施を推進する。(担当：財政部、国家知識産権局、中央宣伝部等)

11. 世界銀行によるビジネス環境評価の結果をまとめ、「知的財産権分野におけるビジネス環境の更なる改善に関する意見」を発表・実施する。(担当：国家知識産権局、中央宣伝部、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、国家市場監督管理総局、中国科学院)

14. 「著作権業務の質の高い発展に関する指導意見」を制定する。(担当：中央宣伝部)

15. 「標準に関する専利政策ガイドライン」を制定・公布する。 (担当：国家市場監督管理総局、国家知識産権局で責任を分担)

16. 知的財産権の迅速かつ協調的な保護を促進するための質の高い政策文書を制定し、知的財産権紛争の仲裁を強化するための指導意見を研究・導入し、専利紛争の行政裁決および調停事件に関するガイドラインを制定する。(担当：国家知識産権局、法務部)

17. 営業秘密保護の強化について調査して意見をまとめる。 (担当：国家市場監督管理総局)

18. 「公安機関による知的財産権保護業務の強化に関する意見」を制定・導入する。 (担当：公安部)

19. 「人工知能によって生成された合成コンテンツを識別するための弁法」及びそれを支持する強制性のある国家標準の導入を加速する。 (担当：中央インターネット情報局、公安部)

20. 「生物多様性保護のための重大プロジェクト実施計画（2025-2030 年）」を策定・実施する。 (担当：生態環境部)

（三）新興分野および特定分野における知的財産権規則の改善

21. データ知的財産権保護規則の検討・建設を加速する。 (担当：国家知識産権局、工業情報化部)

22. 専利審査指南の改正を実施し、新分野・新業態に対する専利審査基準を改善する。 (担当：国家知識産権局)

23. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなどの新分野・新業態における知的財産権保護規則を模索・改善する。インターネット分野の知的財産権保護規

則を改善する。 (担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、最高人民法院、工業情報化部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局で責任を分担)

24. 新技術・新業態における知的財産権の司法規則と、電子商取引プラットフォームに関わる競争案件の司法規則の改善を加速し、ビッグデータにおける競争保護の司法規則を模索する。 (担当：最高人民法院)

25. 自由貿易試験区が国際的な高水準の経済貿易規則に準拠することを支援し、まずパイロットプロジェクトを実行し、その後、それをより広範囲に複製・拡大する。 (担当：中央宣伝部、商務部、国家知識産権局で責任を分担)

26. 伝統文化・伝統知識の著作権保護を検討し、スポーツイベント、バラエティ番組、電子商取引プラットフォーム、検索エンジンの著作権保護メカニズムを改善する。 (担当：中央宣伝部)

27. 放送、テレビ、オンライン視聴覚分野での著作権の確認、利用、保護において、人工知能、ブロックチェーンなどの技術の応用を積極的に模索し、放送、テレビ、オンライン視聴覚分野におけるブロックチェーン応用標準システムと関連標準の開発を強化する。(担当：工業情報化部、広電総局が責任を分担)

28. 文化観光分野における知的財産権の強化について検討して指導意見を策定する。 (担当：文化観光部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局)

29. 中医薬伝統知識保護データベースの構築とリストの公表を引き続き推進する。(担当：国家中医薬局)

二、知的財産権保護の強化

（一）知的財産権の司法保護の強化

30. 「質の高い裁判業務を通じて科学技術イノベーションを保障することに関する最高人民法院の意見」を公布し、典型判例を公表する。(担当：最高人民法院)

31. 国家レベルの知的財産権案件の上訴審理メカニズムを改善し、専門的裁判制度の建設を強化する。 (担当：最高人民法院)

32. 厳格な保護を堅持し、侵害に対する懲罰的損害賠償制度を改善して全面的に実施する。一括訴訟の全体調整を強化し、製造業者等の侵害源に対する取り締まりを強化する。 (担当：最高人民法院)

33.「知的財産権侵害の刑事事件処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」を制定する。 (担当：最高人民法院、最高人民検察院)

34. 知的財産権検察業務の全面的な執行を深化させ、知的財産権検察業務の専門化を深める。 (担当：最高人民検察院)

35. 「最高人法院検察院知的財産権検察弁公室における技術調査官の管理弁法」を制定し、知的財産権検察専門家による事件処理制度を改善する。 (担当：最高人民検察院)

36. 定期的に知的財産権悪意訴訟を監督し、知的財産権検察保護の典型案例を公表する。(担当：最高人民検察院)

37. 「崑崙 2025」「安信」などの特別行動を組織・実施し、引き続き強力な圧力で知的財産権侵害犯罪を取り締まる。 (担当：公安部)

（二）知的財産権の行政的保護の強化

38. インターネット海賊版撲滅「剣網 2025」特別行動、青少年や映画フィルムの著作権保護の特別業務を行う。 (担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、文化観光部で責任を分担)

39. 「知的財産権を保護する」ための徹底した特別法執行措置を実施する。知的財産権のフルチェーン法執行の試行作業を推進する。 (担当：国家市場監督管理総局)

40. 重点分野における市場競争状況の評価を組織して実施し、情報通信等の重点分野における標準必須特許やパテントプール等のプロセスの前後及びプロセス全体にわたる独占禁止監督を強化する。 (担当：国家市場監督管理総局)

41. 国家営業秘密保護イノベーションの試行業務を深く推進し、複製可能かつ普及可能な制度成果を形成する。 第三回「企業の営業秘密保護能力向上サービス月間」を組織して実施する。 (担当：国家市場監督管理総局)

42. 地理的表示の審査能力建設を強化する。高水準の地理的表示保護国家モデル区の建設を推進し、地理的表示保護プロジェクトを徹底的に実施する。(担当：国家知識産権局)

43. 権利侵害、模倣、違法情報の一掃と是正を継続的に行い、オンラインプラットフォームに主な責任を果たすよう促し、知的財産権関連コンテンツの審査能力を強化する。(担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室で責任を分担)

44. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムを改善する。 (担当：国家知識産権局、国家薬品監督管理局で責任を分担)

45. 種子産業における知的財産権の保護を継続的に強化し、模倣やブランド侵害などの違法行為を厳しく取り締まる。 技術支援能力を強化し、DNA 分子指紋データベースを改善し、品種 ID 管理の推進を推進する。 (担当：農業農村部)

46. 税関による知的財産権保護のための特別行動を組織し、税関の知的財産権業務シナリオの構築を加速する。 (担当：税関総署)

47. ソフトウェア正規版に関する業務成果を継続的に集約し、ソフトウェア正規版監視業務を実施する。 (担当：中央宣伝部、工業情報化部、国家管理局等が責任を分担)

48. 無形文化遺産分野に関する知的財産権の保護を強化する。 (担当：文化観光部)

（三）知的財産権の協同保護パターンの改善

49. 行政法執行と司法保護の接点を強化し、分野横断的、地域横断的な法執行協力を強化する。 (担当：中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、農業農村部、文化観光部、税関総署、国家市場監督管理総局、国家知識産権局、国家林業草地総局で責任を分担)

50. 知的財産権保護システム構築プロジェクトを実施し、知的財産権保護における高地の建設を指導し、国家知的財産権保護センターおよび快速権利保護センターの配置を最適化する。 (担当：国家知識産権局)

51. 全国レベルの専利権侵害紛争の行政裁決を標準化するための試験プロジェクトの建設を推進する。(担当：国家知識産権局、司法部)

52. 効率的な渉外知的財産権保護業務メカニズムの構築を促進し、海外紛争対応指導業務システムを整備し、海外知的財産権紛争対応指導サブセンターを新たに設置する。 (担当：国家知識産権局、中央宣伝部、商務部、中国貿易促進委員会)

53. 知的財産権紛争の多元的な解決を引き続き促進し、知的財産権紛争の調停機関と仲裁機関の建設を強化し、知的財産権の行政法執行と仲裁・調停との連携メカニズムを改善する。(担当：中央宣伝部、最高人民法院、司法部、国家知識産権局、中国貿易促進委員会で責任を分担)

54. 法律に基づいて国家安全に関わる知的財産権の移転行為を管理し、技術輸出における専利権の対外移転の審査指南を研究・策定する。 (中央宣伝部、科学技術部、農業農村部、商務部、国家知識産権局、国家林業草地管理局で責任を分担)

55. 法律に基づいて知的財産権分野における信用監督制度を改善し、知的財産権分野における信用情報の収集と共有を強化する。 (担当：中央宣伝部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、市場監督管理総局、国家知識産権局で責任を分担)

56. 政治・司法当局に対し、知的財産権保護に関わる犯罪・違法行為を法律に基づいて取り締まり、侵害行為を法律に基づいて捜査・処理するよう奨励する。(担当：中央政法委員会)

三、知的財産市場運営メカニズムの改善

（一）知的財産権創造の質の向上

57. 質重視の指標システムと評価システムを改善し、産業化見通し分析を中核とした専利出願前評価システムを構築する。 (担当：教育部、科学技術部、国家知識産権局、中国科学院で責任を分担)

58. 専利・商標審査の質と効率を絶えず向上させ、リソースの割り当てを最適化し、重点分野における審査ニーズを満たし、審査業務における大規模マルチモーダルモデル技術の応用を着実に推進し、商標審査登録制度の改革を深化させ、新世代の商標審査システムを稼働させる。 (担当：国家知識産権局)

59. 著作物著作権登録の全国統一メカニズムの構築を検討・推進し、著作物著作権登録の審査基準とプロセスを標準化し、著作物著作権登録の情報化水準を高め、著作物著作権登録の質を継続的に向上させる。 (担当：中央宣伝部)

60. 知的財産権に裏付けられた重点コア技術に取り組む業務システムを改善し、重点分野における専利導航を深く推進し、高価値専利の創出・配置を強化する。(担当：国家知識産権局、教育部、科学技術部、工業情報化部、国務院国有資産監督管理委員会、中国科学院)

61. 国家科学技術プロジェクトの知的財産権管理支援制度を研究・改善し、国家重点研究開発プロジェクトの知的財産権管理を強化する。(担当：科学技術部、各プロジェクト主管部門で責任を分担)

62. 植物新品種の権利の受理・審査プロセスを最適化し、オンライン申請・審査システムを改善し、認可の効率を高める。 (担当：農業農村部、国家林業草地局で責任を分担)

（二）知的財産権の転化・運用の強化

63. 専利転化運用特別計画を深く実施し、これまでの既存の専利ストックの目録に基づき、部門間のデータ共有を強化し、需要と供給の正確なマッチングを強化し、引き続きストックを活性化し、増分を最適化し、重点産業が知的財産権の強化と効率向上を促進し、経験と実践をまとめ、長期的なメカニズムを形成する。(担当：教育部、科学技術部、工業情報化部、農業農村部、国家衛生委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局、中国科学院で責任を分担)

64. 専利集約型産業と著作権作業を精力的に育成・発展させる。専利集約型産業の付加価値の算出と公表を行う。著作権産業が国民経済に与える貢献について調査研究を行う。 (担当：中央宣伝部、国家統計局、国家知識産権局で責任を分担)

65. 重点産業知的財産イノベーション・コンソーシアム、重点分野パテントプール、知的財産運営センターの建設を全面的に推進し、中小企業の成長を促進する専利産業化モデルを構築する。科学技術サービス業の質の高い発展を加速し、高水準の科学技術サービス機構を育成・拡大させ、国家統一技術取引サービスプラットフォームを構築し、科学技術成果の転化と産業化を加速し、中小企業のイノベーションと発展を支援する。 (担当：国家知識産権局、工業情報化部)

66. 知的財産権の権益分配の改革を深化させ、科学技術成果の権限付与改革、リソースの分離管理改革などの試験的経験を研究・推進し、デューデリジェンス免除メカニズムの構築を推進する。 (担当：教育部、科学技術部、財政部、国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局、中国科学院で責任を分担)

67. 財政支援を受けた科学研究プロジェクトによって生み出された知的財産権の申告制度の実施を推進する。(国家知識産権局、中央宣伝部、科学技術部、財政

部、中国国家自然科学基金、国家国防科学工業総局、中央軍事委員会装備開発部とで責任を分担)

68. 国立大学地域技術移転・転化センターをハブ（“中心”）とし、国立大学科学技術パークをノード（“节点”）とする、大学の科学技術成果の転化のための“中心+节点”システムの建設を推進し、「フルチェーン」の公共転化プラットフォームを構築し、専門的な知的財産権サービスチームの建設を強化する。(担当：教育部）

69. 専利開放許諾制度の実施を深化させ、実験室から産業チェーンに科学技術成果をより多く展開させる。(担当：国家知識産権局、教育部、工業情報化部、中国科学院）

70. 中央企業の専利ランキング指数システムを動的に最適化し、中央企業が高価値専利の創造、出願、保護を強化するよう指導する。中央企業による産学研連携の強化を奨励し、イノベーション・コンソーシアムなどに依拠して高価値専利を育成する。(担当：国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局)

71. 商標・ブランド戦略を精力的に実施し、地理的表示の活動をさらに推進し、農村の全面的な活性化に貢献する。(担当：国家知識産権局）

72. 地理的表示農産物の品質等級付けを推進し、品質向上を促進する。(担当：農業農村部）

73. 民間文学・芸術の著作権の保護と促進に関する試行作業を引き続き実施する。（担当：中央宣伝部）

74. 実質的な派生品種制度の実施を加速し、実質的な派生品種ガイドラインと実質的な派生品種制度実施の第一陣の目録を制定し、多数の鑑定機関を予備的に選定する。(担当：農業農村部、国家林業草原局とで責任を分担)

75. 中国科学院傘下の単位における知的財産権標準化作業を着実に推進する。(担当：中国科学院）

76. 知的財産権サービス輸出基地の建設を推進する。 (担当：中央宣伝部、商務部、国家知識産権局で責任を分担)

（三）知的財産権の市場化運営の促進

77. 知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させ、国家知的財産権質権情報プラットフォームの役割を十分に発揮し、知的財産権抵当融資、証券化および保険を全面的に推進する。(担当：中央宣伝部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家知識産権局で責任を分担)。

78. 知的財産権質権融資の内部審査試行プログラムを段階的に拡大し、知的財産権質権登録の利便性を向上させる。地方自治体を指導して知的財産権の資金調達を保証に対する支援を強化する。(中央宣伝部、中国人民銀行、金融監督管理総局、国家知識産権局で責任を分担)。

79. 保険会社に対し、知的財産権保険商品とサービスの最適化を奨励し、国際貿易における知的財産権の保護に関連する保険商品の開発に注力する。(担当：中央宣伝部、金融監督管理総局、国家知識産権局で責任を分担)

80. 知的財産権資産証券化業務の監督制度を改善し、取引所による知的財産権資産の証券化モデルの革新を指導し、知的財産権証券化を通じて科学技術型企業への融資を奨励する。(担当：中国証券監督管理委員会、中央宣伝部、国家知識産権局）。

81. 農民の利益となるよう林業・牧草植物の新品種の育成を推進し、品種権の抵当融資を行う。(担当：国家林業草地管理局、中国人民銀行)

四、知的財産公共サービスの向上

（一）知的財産権公共サービスの提供強化

82. 知的財産権公共サービス普遍化プロジェクトを深く実施し、知的財産権公共サービス標準化試行プロジェクトを堅実に推進する。知的財産権公共サービスのための「良い評価と悪い評価」（“好差评”）システムを制定して改善する。(担当：国家知識産権局)

83. 知的財産権公共サービスメカニズムの建設を推進し、重点分野におけるコア技術の研究開発を支援する。(担当：国家知識産権局)

84. 「知的財産権情報の分析・活用に関するガイドライン」を検討・制定する。(担当：国家知識産権局)

85. 国家知的財産権保護情報プラットフォームの運用を開始し、国家知的財産権総合デジタル公共サービスプラットフォームの建設を検討し、独立管理可能な知的財産権データベースの構築を支持し、基礎データの開放と共有を拡大する。(担当：国家知識産権局)

86. 知的財産権関連公共サービスプラットフォーム等と国家ネットワーク身分認証公共サービスプラットフォームの接続と応用を推進し、ユーザーのセキュリティを強化する。(担当：国家知識産権局、公安部)

87. 専利情報リソースシステムにおける草の根組織のサービス応用シナリオを最適化し、草の根の知的財産権サービスを強化する。(担当：中国科学技術協会)

（二）知的財産公共サービスの発展促進

88. 知的財産権代理業に対する監督を全面的に強化し、業界の総合的なガバナンスを強化し、知的財産権サービス機関の専門能力と水準を向上させる。(担当：国家知識産権局)

89. 知的財産権サービス業の標準システムの構築を加速し、知的財産権サービス業クラスタの構築を促進し、知的財産権サービス業の地域協力・支援メカニズムを確立する。(担当：国家知識産権局)

90. 「専利商標代理サービスの政府調達要求基準（試行）」の利用を促進する。(担当：財政部、国家知識産権局)

91. 著作権集中管理団体に対する監督を強化・改善し、著作権集中管理団体の業務拡大を指導するとともに、著作権集中管理団体が関連業界団体と協力することを奨励する。海外の著作権認証機関による認証業務の標準化を推進する。(担当：中央宣伝部)

五、知的財産権のための良好な人的・社会的環境の整備

（一）知的財産権の文化的概念の積極的な推進

92.世界知的所有権デー、全国知的財産権宣伝週間、中国国際著作権博覧会、国際著作権フォーラム、中国ブランドデー等の大規模な活動を開催する。知財強国建設と“十四五”期間中の知的財産権発展の成果を広く宣伝していき、中国国際輸出入博覧会や中国国債サービス貿易交易会等のプラットフォームを通じて知的財産権の対外宣伝を強化し、中国の知的財産権のストーリーをよく伝える。(担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、外交部、国家発展改革委員会、商務部、国務院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局、国家ラジオ映画テレビ総局、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会で責任を分担)

93. 「中華人民共和国専利法」実施 40 周年関連活動を開催する。(担当：国家知識産権局)

94. 各地域、関係部門において「法を執行する者は法を普及させる」（“谁执法谁普法”）という責任制度の実施し、知的財産権の法治の宣伝を強化する。ニューメディアと新技術の利用を強化し、中国での法律普及のための “一网两微一端”の事例宣伝を積極的に行う。(担当：司法部)

95、全国科学普及月間、全国科学技術活動週間、全国知的財産権宣伝週間等の重要な節目を十分に活用して知的財産権の普及活動を行う。科学普及の中国情報化

プラットフォームを利用して、知的財産権科学普及資源の全メディアによる普及を強化する。(担当：科学技術部、中国科学技術協会)

96、税関による知的財産権保護に関する一連の宣伝活動を実施し、2024 年中国税関知的財産権保護状況を公表する。税関知的財産権保護展示センターの機能配置を最適化し、「インターネット＋」知的財産権税関保護宣伝プラットフォームを構築する。(担当：税関総署)

（二）知的財産権の事業発展基盤の強化

97. 知的財産権管理者の育成を強化し、質の高い専門的な幹部・人材チームを構築する。（担当：中央宣伝部、国家知識産権局で責任を分担）

98. 専門技術人材の知識更新プロジェクトを深く実施し、知的財産権分野におけるハイレベルな専門的・技術的人材の育成に努める。知的財産権人材の評価システムおよび知的財産権専門家に対する専門職称号評価方法を改善する。(担当：中央宣伝部、人力資源社会保障部、国家知識産権局で責任を分担)

99. 外国関連知的財産権弁護士等の国際人材の育成に積極的に取り組む。(担当：司法部、国家知識産権局で責任を分担)

100．大学における知的財産権専門学位および関連分野の創設を推進し、知的財産権学院の建設に尽力し、知的財産権人材の協働育成を強化する。(担当：教育部、国家知識産権局、中央宣伝部で責任を分担)

101．技術管理者チームの建設を強化し、研修の規模を拡大し、研修の質を向上させ、科学技術成果の転化と産業化を促進する。(担当：工業情報化部、科学技術部)

102．知的財産権に特化したシンクタンクの建設を推進し、理論的・実務的な重大課題の研究を強化する。(担当：中央宣伝部、最高人民法院、教育部、国家知識産権局、中国科学院で責任を分担)。

六、グローバルな知的財産権ガバナンスへの参加の深化

103．世界知的所有権機関（WIPO）の枠組みの下で様々な分野における協議を展開し、新分野や新業態における知的財産権に関する国際規則の制定を推進し、マドリッド制度への中国語導入に関する協議を推進する。(担当：国家知識産権局、中央宣伝部、外交部、司法部）

104．2025 年に中米欧日韓の 5 つの知的財産庁の長官による会議を開催し、中国と欧州の知的財産庁の協力 40 周年に関連する活動を共同で開催する。(担当：国家知識産権局）

105．WTO や APEC 等の多国間プラットフォームの下での関連問題の討論に積極的に参加し、EU、日本、ロシア、スイス等の貿易パートナーとの経済貿易分野における知的財産権に関する二国間交流及び協力を深め、FTA の下での知的財産権に関する交渉や中・EU 間の地理的表示に関する協定の第二陣製品リストの発効を積極的に推進する。(担当：商務部、中央宣伝部、国家知識産権局)

106．「一帯一路」知的財産権協力の深化を推進し、第 3 回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議の成果を実施する。2025 年中国・ASEAN 知的財産局局長会議を成功裏に開催し、BRICS 諸国間の知的財産権協力メカニズムの改善を推進し、第 2 回中国・中央アジア知的財産局局長会議の開催を支持する。(担当：国家知識産権局、中央宣伝部、外交部）

107．「放送機関保護条約」や「伝統文化表現保護条約」等の国際条約に関する実質的な協議を促進する。視聴覚的実演に関する北京条約やマラケシュ条約等の主要な国際著作権条約の実施を確保する。(担当：中央宣伝部、国家ラジオ・映画・テレビ総局）

108．国際植物新品種保護条約を誠実に実施し、二国間および多国間の技術交流と協力を深め、関連国際標準の制定に参加する。(担当：農業農村部、国家知識産権局、国家林業草地管理局で責任を分担)

109．多国間及び二国間の法執行協力メカニズムに依拠し、重要な国境を越えた侵害・模倣犯罪について、外国の法執行当局とのコミュニケーションと協力を強化する。主要なチャネルとしての国際刑事警察機構（インターポール）の役割を十分に発揮し、インターポールが組織する共同法執行活動に積極的に参加する。(担当：公安部)

110．世界税関機構等の多国間枠組みの下で、国際知的財産権問題に積極的に参加し、多国間及び地域協力メカニズムの構築を推進する。(担当：税関総署)

111．海外知的財産権情報サービスプラットフォームの建設を強化し、早期警報情報をタイムリーに発表し、重点分野や重点リンクで企業にサービスを提供し、リスク調査及び権利保護に関する指導を行う。(担当：中央宣伝部、商務部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会で責任を分担)

112．知的財産権分野における研修プログラムを実施し、知的財産権分野における人材育成の協力を推進する。(担当：中央宣伝部、国家知識産権局、国家国際開発協力局で責任を分担)

113．2025 年グローバルビジネス法治会議の準備を行い、非政府国際知的財産権組織との交流と協力を強化する。(担当：中国国際貿易促進委員会)

七、組織保障の強化

114．「要綱」と「計画」の 5 年間の総括と評価を行い、指標データの統計監視を強化し、業務遂行に対する監督と検査を行う (担当：合同会議弁公室、合同会議構成単位)

115．知的財産権強国建設の第四陣の典型事例を収集して推進する。 (担当：合同会議弁公室)

116．知的財産権強国建設に関する専門家諮問委員会及び国家知的財産権戦略実施のための研究基地の役割を十分に発揮し、政策協議と研究支援を強化する。(担当：合同会議弁公室)

117.科学技術イノベーションに対する税・手数料支援政策を実施し、企業の科学技術イノベーションへの投資拡大を奨励する。(担当：財政部、国家税務総局で責任を分担)

118．知的財産権強国建設の発展に関する年次報告書を作成する。 (担当：合同会議弁公室)

上記各業務の役割分担において、複数の部門が担当する場合は、最初に記載された部門を主導部門とし、その他の部門を参加部門とする。